

平成16年5月18日

各都道府県水道行政担当部（局）

御中

各厚生労働大臣認可水道事業者

厚生労働省健康局水道課

### 給水用具の維持管理について

日頃から、水道行政の推進及び水道事業の経営につきましては、種々ご配慮賜り感謝申し上げます。

さて、この度、厚生労働省委託業務の成果として「給水装置関係技術実態調査及び給水装置構造材質調査試験（システム基準）報告書」（以下「報告書」という。）が社団法人日本水道協会より提出されました。

厚生労働省として報告書の内容（給水用具の維持管理について）を幅広く周知するために、厚生労働省健康局水道課ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/>）に概要を掲載しましたので、ご活用下さい。

また、社団法人日本水道協会において、この報告書の内容に関係法令等の有益な情報を加えて「給水用具の維持管理指針2004」（以下「維持管理指針」という。）が作成されています。

関係者におかれましては、報告書及び維持管理指針を有効的に活用することによって給水用具の維持管理の重要性を認識し、水道水の安全性のさらなる向上に努めていただきたいと考えております。

なお、水道事業者におかれましては需要者に対し、水道法第24条の2に規定されている情報提供を積極的に行っていただきたい旨申し添えます。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課 佐渡、藤川

電話 03(5253)1111 内線 4009

※「情報提供「給水用具の維持管理について」（厚生労働省水道課）」（E-mail）より